

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十五日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

#### 広島県人事委員会規則第八号

##### 職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の行政職給料表イ知事部局の表五級の部本庁の項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 地域支え合い担当課長

六 ため池・農地防災担当課長

別表第一の行政職給料表イ知事部局の表六級の部本庁の項中第三号を削る。

別表第一の行政職給料表イ知事部局の表七級の部本庁の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 危機管理監

別表第一の行政職給料表ハ教育委員会の表四級の部本庁の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 県立学校改革推進監

別表第一の行政職給料表ハ教育委員会の表五級の部本庁の項第三号を次のように改める。

三 個別最適な学び担当課長

##### 附 則

この人事委員会規則は、平成三十一年四月一日から施行する。